

7 逗資発第 84 号

2026 年（令和 8 年）2 月 10 日

葉山町長 山梨 崇仁 様

逗子市長 桐ヶ谷 寛



逗子市において発生した金銭的な損害の取扱いに関する協議について（依頼）

2025 年（令和 7 年）11 月 11 日に実施しました、生ごみ資源化共同処理に関する協議において、生ごみ資源化処理施設の工期が延長されたことに起因し、本市において発生した金銭的な損害の取扱いについては、両市町の代理人弁護士により協議を行い、対応を法的に整理することについて両市町が合意をしています。

このことから、今後、本件については、本市の鈴木紀夫総務部参事（弁護士）が貴町代理人弁護士との協議を行うことといたします。

なお、当方の金銭的な損害である支出済額及び今後の支出見込額は、別添のとおりとなります。これらの費用は、貴町の施設建設の工期遅延により発生したものであり、遅延の原因は貴町に起因し、本市には何ら責任はないことから、全額貴町において負担していただくべきものと考えております。

担当：逗子市環境都市部

資源循環課 鷺原

電話：046-873-1111 内線 470

逗子市において発生した金銭的な損害額

◎令和 8 年 11 月から生ごみの分別収集・資源化を開始した場合

逗子市における損害見込額 4,196,296 円 ※(1)+(2)

(1) 令和 8 年 1 月末時点の支出済額 1,961,261 円 ※資料 1-1

(2) 令和 8 年 2 月から同年 10 月末までの支出見込額 2,235,035 円 ※資料 1-2

[	内訳	委託料、消耗品、印刷製本費、郵送料等	738,155 円
		生ごみ用指定収集袋倉庫保管料	1,496,880 円

- ・(1) 及び (2) の詳細内訳は、資料 1-1、資料 1-2 及び資料 2 のとおり。
- ・(2) 支出見込額は、令和 8 年 11 月から生ごみ資源化共同処理を実施した場合に、現時点で想定される経費を計上しており、今後追加で発生する可能性があります。
- ・令和 8 年 11 月から生ごみの分別収集・資源化を開始した場合、令和 8 年 9 月から生ごみ用指定収集袋の出庫が始まるため、令和 8 年 9 月及び 10 月分の生ごみ用指定収集袋倉庫保管料は、実額での精算とします。

生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に関する対応に係る経費（支出済額）

2026年（令和8年）2月10日

【支出済額（令和8年1月末現在） 1,961,261円】

No.	項 目	内 訳		金 額	年度	
1	全戸配布チラシカラー用紙購入代	全戸配布チラシ用 カラー用紙 A3 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期について速やかに周知するため、チラシを全戸配布したもの。広報ずし1月号と同時配布（別紙②－5）。	1,270円×30包（500枚入）×1.10＝41,910円	41,910円	R6	別紙①
2	全戸配布チラシ配布業務委託料	広報ずし1月号と同時配布 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期について速やかに周知するため、チラシを全戸配布したもの（別紙②－5）。	5.5円×26,439部×1.10＝159,956円	159,956円	R6	別紙②
3	庁内カラー印刷費	12月市民説明会中止に係るチラシ印刷費	自治会掲示板用370枚、市広報板用69枚 A4 1枚 約1.82円 ※過去の使用量とインク代をもとに計算した概算単価 1.82円×439枚＝798円	798円	R6	別紙③
4	庁内モノクロ印刷費	全戸配布チラシ印刷費 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に係るチラシ。広報ずし1月号と同時配布（別紙②－5）。	27,000枚（A3印刷13,500枚→A4印刷27,000枚に分割） 27,000枚÷2×0.78円×1.10＝11,583円	11,796円	R6	別紙④
		全戸配布チラシ印刷費（転入者等配付用） ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に係るチラシ。「ごみと資源物の収集カレンダー」に挟み込み窓口にて配付（別紙②－5）	200枚（A3印刷100枚→A4印刷200枚に分割） 200枚÷2×0.78円×1.10＝85円		R6	
			300枚（A3印刷150枚→A4印刷300枚に分割） 300枚÷2×0.78円×1.10＝128円 ※不足のため追加印刷		R7	
5	通知等郵送料	12月市民説明会中止に係る通知及びチラシ郵送料 ※自治会・町内会代表者宛て通知及び自治会・町内会掲示板用チラシを郵送し、周知の協力を依頼したもの。	11月29日*83通 12,550円	81,492円	R6	別紙⑤
		生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期について 逗子市廃棄物減量等推進員への通知 郵送料	12月4日*61通 5,856円		R6	別紙⑥
		減免対象者への通知 郵送料 ※生ごみ用指定収集袋の交付について案内済であった減免対象者に対し、生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に伴い交付時期が延期となることを案内する必要が生じたため送付したもの。	12月25日*126通 12,110円 ・身体障害者手帳（1級・2級）の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯 ・精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯 ・療育手帳（A1・A2）の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯 1月22日*531通 50,976円 ・生活保護受給世帯 ・児童扶養手当受給世帯 ・特別児童扶養手当受給世帯		R6	別紙⑦ 別紙⑧

No.	項 目	内 訳		金 額	年度
6	その他消耗品代	生ごみの分別収集・資源化についての冊子貼付用 開始時期の延期についての説明書きラベル	639円×1.10＝703円	2,109円	R6
			639円×2パック×1.10＝1,406円 ※不足のため追加作成		R7
7	生ごみ用指定収集袋倉庫保管料	生ごみの分別収集・資源化を少しでも早く開始できるよう、生ごみ用指定収集袋は、令和6年度予算で分別収集開始時に必要な量として想定した全量を令和6年度中に製造を完了し、倉庫会社の倉庫で分別収集開始まで保管することとしているもの。	保管料:7円／箱 10日1期制(月3期) ・生ごみ用指定収集袋3リットル袋作製数量 2,520,000枚(4,200箱) ・生ごみ用指定収集袋10リットル袋作製数量 1,800,000枚(3,000箱) 7,200箱×7円×3期×1.10＝166,320円 ※1か月当たりの倉庫保管料 166,320円/月×10か月＝1,663,200円 (令和7年4月～令和8年1月分)	1,663,200円	R7.4 ～ R8.1

別紙⑨

別紙⑩

支出済額計 1,961,261円

生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に関する対応に係る経費（支出見込額）

2026年（令和8年）2月10日

【支出見込額（令和8年2月以降） 2,235,035円】 ※令和8年11月から生ごみ分別収集・資源化を開始した場合

No.	項 目	内 訳	金 額	年度
1	全戸配布チラシカラー用紙購入代	全戸配布チラシ用（広報ずしと同時配布） カラー用紙A3 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期決定後に速やかに実施するために、開始時期に係るチラシを全戸配布するもの。	1,270円×30包（500枚入）×1.10＝41,910円 ※令和6年度購入費と同額で試算	41,910円 見込
2	全戸配布チラシ配布業務委託料	広報ずしと同時配布 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期決定後に速やかに実施するために、開始時期に係るチラシを全戸配布するもの。	5.5円×26,439部×1.10＝159,956円 ※令和6年度委託料と同額で試算	159,956円 見込
3	庁内カラー印刷費	市民説明会周知用チラシ印刷	自治会掲示板用370枚、市広報板用69枚 A4 1枚 約1.82円 ※過去の使用量とインク代をもとに計算した概算単価 1.82円×439枚×4か月分＝3,195円 ※令和6年度と同送付数で試算	3,195円 見込
4	庁内モノクロ印刷費	全戸配布チラシ印刷費 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期に係るチラシ	27,000枚（A3印刷13,500枚→A4印刷27,000枚に分割） 27,000枚÷2×0.78円×1.10＝11,583円 ※令和6年度と同単価で試算	見込
		全戸配布チラシ印刷費 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期に係るチラシ （転入者等配付用）	300枚（A3印刷150枚→A4印刷300枚に分割） 300枚÷2×0.78円×1.10＝128円 ※令和6年度と同単価で試算	11,992円 見込
		減免対象者への通知印刷費 ※生ごみの分別収集・資源化の開始に伴い、生ごみ用指定収集袋の交付時期について案内するもの。	657枚÷2×0.78円×1.10＝281円 ※令和6年度と同単価で試算	見込
5	通知等郵送料	生ごみの分別収集・資源化についての市民説明会に係る通知及びチラシ郵送料 ※生ごみの分別収集・資源化の開始に伴い、自治会・町内会代表者宛て通知及び自治会・町内会掲示板用チラシを郵送し、周知の協力を依頼するもの。	12,550円（83通）×4か月分＝50,200円 ※令和6年度郵送料と同額で試算	見込
		生ごみの分別収集・資源化の開始時期について 逗子市廃棄物減量等推進員への通知 郵送料	5,856円（61通） ※令和6年度郵送料と同額で試算	119,142円 見込
		減免対象者への通知 郵送料 ※生ごみの分別収集・資源化の開始に伴い、生ごみ用指定収集袋の交付時期について案内するもの。	63,086円（657通） ※令和6年度郵送料と同額で試算	見込

No.	項 目	内 訳		金 額	年度
6	「逗子市のごみと資源物の出し方 C UZ」印刷製本費 日本語版(契約分割による差額)	生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期により、すでに印刷製本(データ作成及び印刷製本)の契約を締結していた受注者とは、データの作成までの契約に変更することで協議し合意した。開始時期決定後には別途冊子を印刷するための契約を締結する必要がある。データ作成と印刷製本とを別契約とすることにより、一つの契約としていたときと比較し、契約金額の増額が見込まれるもの。	①契約変更前(データ作成及び印刷製本) 1,887,600円 ②契約変更後(データ作成まで) 335,500円 ③新規契約(印刷製本) ※見積り金額 1,822,260円 (②+③)-①=270,160円	270,160円	見込
7	「逗子市のごみと資源物の出し方 C UZ」印刷製本費 英語版(契約分割による差額)		①契約変更前(データ作成及び印刷製本) 1,135,200円 ②契約変更後(データ作成(翻訳)まで) 858,000円 ③新規契約(印刷製本) ※見積り金額 356,400円 (②+③)-①=79,200円	79,200円	見込
8	市民説明会会場使用料	自治会館等会場使用料	※令和6年度予算計上額と同額で試算	52,600円	見込

小計 738,155円

※2026年(令和8年)1月末時点の生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に関する対応にかかる経費として記載するもの。
生ごみの分別収集・資源化の開始に当たって見込まれる経費については、現時点で想定される経費を計上しており、今後追加で発生する可能性がある。

No.	項 目	内 訳		金 額	年度
9	生ごみ用指定収集袋倉庫保管料	生ごみの分別収集・資源化を少しでも早く開始できるよう、生ごみ用指定収集袋は、令和6年度予算で分別収集開始時に必要な量として想定した全量を令和6年度中に製造を完了し、倉庫会社の倉庫で分別収集開始まで保管することとしているもの。	保管料:7円/箱 10日1期制(月3期) ・生ごみ用指定収集袋3リットル袋作製数量 2,520,000枚(4,200箱) ・生ごみ用指定収集袋10リットル袋作製数量 1,800,000枚(3,000箱) 7,200箱×7円×3期×1.10=166,320円 ※1か月当たりの倉庫保管料 166,320円/月×9か月=1,496,880円 ※令和8年11月から生ごみの分別収集・資源化を開始した場合の生ごみ用指定収集袋倉庫保管料(令和8年2月～10月分)	1,496,880円	R8.2 ～ R8.10 見込

別紙⑩

小計 1,496,880円

支出見込額計 2,235,035円

生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に関する対応に係る経費 添付資料一覧

- 別紙①-1 請求書（全戸配布チラシカラー用紙購入代）
- 別紙①-2 財務会計より作成（全戸配布チラシカラー用紙購入代）
- 別紙②-1 請求書（全戸配布チラシ配布業務委託料）
- 別紙②-2 業務完了届（全戸配布チラシ配布業務委託料）
- 別紙②-3 逗子市広報「広報ずし」等配布業務委託契約書
- 別紙②-4 財務会計より作成（全戸配布チラシ配布業務委託料）
- 別紙②-5 全戸配布チラシ「生ごみの分別収集・資源化の開始時期を延期します」
- 別紙③ 庁内カラー印刷費
- 別紙④ 庁内モノクロ印刷費（機器類賃貸借契約書 モノクロ高速デジタル印刷機）
- 別紙⑤ 12月市民説明会中止に係る通知及びチラシ郵送料
- 別紙⑥ 生ごみ分別収集・資源化の開始時期の延期について 逗子市廃棄物減量等推進員への通知郵送料
- 別紙⑦ 減免対象者への通知郵送料（身体障害者手帳（1級・2級）、精神障害者保健福祉手帳（1級）または療育手帳（A1・A2）の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯）
- 別紙⑧ 減免対象者への通知郵送料（生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯）
- 別紙⑨-1 請求書（生ごみの分別収集・資源化についての冊子貼付用 開始時期の延期についての説明書きラベル）
- 別紙⑨-2 生ごみの分別収集・資源化についての冊子貼付用 開始時期の延期についての説明書きラベル
- 別紙⑨-3 生ごみの分別収集・資源化についての冊子表紙（説明書きラベル貼付）
- 別紙⑩ 生ごみ用指定収集袋倉庫保管料

請 求 書

2024 年 12 月 25 日

逗子市長 殿

理想科学工業株式会社

神奈川県横浜市中区山下町209
帝蚕関内ビル11F
神奈川営業所
営業所長 永田 純一
TEL 045-330-9938
登録番号 T9010401031452

合計金額 ￥ 41,910

商品コード	品名 (規格)	数量	単位	単価	金額
9808	PPC COLORコピー用紙クリームA3	30	包	1,270	38,100
小 計					38,100

	合 計 (税 込)	¥41,910
	消 費 税 等	3,810
	税 抜 金 額	税 額
10%対象	38,100	3,810
8%対象 (軽減)	0	0
8%対象	0	0

納品先：逗子市役所資源循環課
得意先CD：5147203000

振込先
銀行名 横浜銀行 反町支店
種 目 普通 No.0051879
口座名義 理想科学工業(株)

2024年度(令和6年度)家庭系ごみ排出抑制推進事業 整理簿 4.2.1.2.5.11.1 消耗品費

日 付	伝票区分	伝票番号	件 名	相 手 先	負担行為額(円)	支出命令額(円)	状 態
06.12.05	負担行為	0029000-000	カラー用紙代(生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に伴う全戸配布チラシ用)	理想科学工業(株)	41,910		月次済
07.01.16	支出命令	0029000-001	カラー用紙代(生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に伴う全戸配布チラシ用)	理想科学工業(株)		41,910	月次済
合 計					41,910	41,910	

逗子市財務会計システムより作成

御 請 求 書

2025年3月6日

逗子市長 様

このたびは誠にありがとうございます。
生ごみ分別収集延期
の配布業務が完了しましたので、下記の通り請求申し上げます。

横須賀新聞販売協同組合
代表理事 井出総一郎
横須賀市日の出町1-15 エステート中央402
(TEL) 046-827-4332
(FAX) 046-827-4375
登録番号T1021005007688

合計請求金額 159,956 円也

(単位:円)

品 名	単 価	数 量	小 計	消費税額(10%)	税 込 小 計
生ごみ分別収集延期	¥5.5	26,439	¥145,415	¥14,541	¥159,956
合 計		26,439	145,415	14,541	159,956

●振込口座番号

三菱UFJ銀行 逗子支店
普通 0003825

横須賀新聞販売協同組合
代表理事 井出 総一郎

(受付窓口) 横須賀新聞販売協同組合
責任者:逗子支部長 鈴木大介(担当 金井 真紀)
〒249-0001 逗子市久木1-1-11 ASA逗子・葉山内
(TEL) 046-872-9666
(FAX) 046-872-9667

* よろしく願いいたします。

逗子市長

様御中

生ごみ分別収集延期 業務完了届(配布終了報告書)、残余数返却報告

2024 年 12 月 28 日

下記に記述したとおり

生ごみ分別収集延期 の配布業務が完了した事を、報告致します。

横須賀新聞販売協同組合

代表理事 井出総一郎

横須賀市日の出町1-15 エステート中央402

(TEL) 046-827-4332

(FAX) 046-827-4375

* 詳細は、別紙配布明細をご参照下さい。

持込月日	2024/12/23	配布指定日	12月25日 ~ 12月28日
持込枚数	26,450 枚		
期間内配布枚数	26,432 枚		
未配布届枚数	7 枚		
合計配布実数	26,439 枚		
先返却数	0 枚		
今回返却数	11 枚		

契約業第 370 号

業 務 委 託 単 価 契 約 書

業 務 の 名 称	逗子市広報「広報ずし」等配布業務委託		
業 務 の 場 所	逗子市内		
委 託 の 期 間	着 手 期 日	令和6年7月1日	
	履 行 期 限	令和7年3月31日	
契 約 金 額 (単 価)	別紙内訳書のとおり		
契 約 保 証 金	免除		

上記の委託業務について、発注者と受注者とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和6年4月26日

発注者 逗子市逗子5丁目2番16号
逗子市長 桐ヶ谷 覚

受注者 横須賀市日の出町1-15 エースト中央402
横須賀新聞販売協同組合
代表理事 井出 裕一郎

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の業務の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙仕様書等に従いこれを履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継せしめてはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(一括下請負の禁止等)

第3条 受注者は、業務を一括して第三者に請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に請け負わせようとするときは、発注者に委託業務一部下請承認届により届け出なければならない。

3 発注者は、前項の規定による届出があった場合において、下請負人が不適格と認めたときは、受注者に対し変更を命じることができる。

(調査及び報告)

第4条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(業務の仕様変更等)

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の履行を中止し、又は設計若しくは仕様の変更をすることができる。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者、受注者協議して定める。

2 前項の場合において、受注者が著しい損害を受けたときは、発注者は、受注者に対し損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額は発注者、受注者協議して定める。

(履行期間の延長)

第6条 受注者は、天災事変その他やむを得ない理由の生じたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明らかにして、発注者に履行期限延長申請書を提出することができる。

2 発注者は、前項の規定による申請があったときは、その事実を審査し、これを承認するものとする。

(危険負担)

第7条 委託業務完了前に生じた損害又は業務履行上生じた一切の損害は、受注者の負担とする。ただし、発注者が特に必要と認める場合は、受注者と協議してその負担額を定めることができる。

(違約金の徴収)

第8条 受注者が自らの責に基づく理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みのあるときは、発注者は、業務を継続せしめ、業務完了後受注者から違約金を徴収する。

2 前項の違約金は、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額とする。

(業務完了検査)

第9条 受注者は、委託業務が完了したときは、発注者に業務完了届を提出してその検査に合格しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、必要があると認めるときは、発注者の指示する

期間等にお

において、

受けるもの

3 発注者

4 前項の場

ればならな

第10条 発

は、これを

だし、この

2 前条第4

た日から起

(契約金額

第11条 受

従って契約

2 発注者

うものと

(発注者の

第12条 発

るほか、

2 発注者

は、その

(発注者の

第13条 発

の履行の

とができ

上の社会

なお、契

ても弁済

(1) 正当

(2) 委託

に契約

(3) 前2

約に違

2 受注者

請負代金

い。

(発注者の

第14条 発

契約の全

ることが

定めるものの

期間等における委託業務の履行状況を示す報告書を提出させることができる。この場合において、受注者は当該報告書において報告した業務の履行状況について発注者の検査を受けるものとする。

は承継せしめ

- 3 発注者は、検査の結果不合格のときは、期間を指定して補正を命じなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者は、指定期間内にこれを補正して改めて検査を受けなければならない。

委託業務一

第10条 発注者は、前条第1項の業務完了届又は同条第2項の報告書の提出があったときは、これを受理した日から10日以内に受注者を立ち会わせて検査を行うものとする。ただし、これにより難しいときは15日以内とする。

適格と認めた

- 2 前条第4項の場合における検査の時期は、受注者から補正を終了した旨の届出を受けた日から起算する。
(契約金額の支払い)

つき調査し、

第11条 受注者は、第9条に規定する業務完了検査に合格したときは、適法な手続きに従って契約金額の支払いを請求することができる。

設計若しくは

- 2 発注者は、前項の規定による支払請求があったときは、請求の日から30日以内に支払うものとする。ただし、これにより難しいときは、45日以内とする。
(発注者の任意による契約の解除)

間を変更する

第12条 発注者は、契約の履行が完了するまでの間は、次条から第15条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

受注者に対し
て定める。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
(発注者の催告による契約の解除)

履行期間内に

に履行期限延

これを承認す

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

なお、契約の全部又は一部を解除する場合において、受注者が損害を受けることがあっても弁済の責を負わない。

受注者の負担
の負担額を定

- (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 委託期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は委託期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前2号のほか、法令及び逗子市財務規則（平成3年逗子市規則第6号）又はこの契約に違反したとき。

ことができな

業務を継続せ

る額とする。

- 2 受注者は、発注者が前項の規定により契約を解除した場合においては、違約金として請負代金の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(発注者の催告によらない契約の解除)

てその検査

の指示する

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けることがあっても弁済の責を負わない。

- (1) 第2条の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
 - (2) この契約の履行の全部を完了することができないことが明らかであるとき。
 - (3) 受注者がこの契約の履行の全部を完了することを拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) この契約の入札に関して談合その他不正の行為があったとき。
 - (8) 受注者が破産手続開始の決定を受け、又は所在不明となったとき。
 - (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
 - (10) 第17条又は第18条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合においては、前項第8号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人。
 - (2) 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人。
 - (3) 受注者について民事再生法（平成11年法律第215号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等。
- 3 第13条第2項の規定は、前2項の規定により契約を解除した場合について準用する。（暴力団排除に係る契約の解除）
- 第15条 発注者は、神奈川県警察本部からの通知等に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- (1) 受注者が個人である場合にあつては、その者が逗子市暴力団排除条例（平成23年逗子市条例第15号。以下「条例」という。）第2条第3号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき又は受注者が法人等（法人又は団体をいう。）である場合にあつては、当該法人等が条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

(2) 受注者
という。

(3) 受注者
という。）

(4) 受注者
場合において
相談役、
行するに
認められ
いう。）

(5) 受注者
が第1項
したとき

(6) 受注者
料の購入
発注者

2 受注者
かに該当

3 第13条

4 前項の
者に違約
（発注者
第16条 第
あるとき
（受注者
第17条 受
催告をし
その期間
て軽微で

2 前項の
きにおい
ない。
（受注者
第18条 受
ことができ
(1) 第5
くは仕
2 前項の
は、その
（受注者

とき。

に表示したと

一部の履行を
約をした目的

の期間内に履
行者が履行を

が前条の催告
ことが明らか

去律第 77 号)

暴力団員 (暴

暴力団員をい

ける者に請負

き。

に該当する場

合

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

(2) 受注者が神奈川県暴力団排除条例 (平成 22 年神奈川県条例第 75 号。以下「県条例」という。) 第 23 条第 1 項に違反したと認められたとき。

(3) 受注者が県条例第 23 条第 2 項に違反したと認められたとき。

(4) 受注者及び役員等 (受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。) 又は支店若しくは営業所 (常時業務の契約を締結する事務所をいう。) の代表者をいう。以下同じ。) が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

(5) 受注者が下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第 1 号から前号までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 受注者が第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合 (前号に該当する場合を除く。) に発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 受注者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定はその構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 第 13 条第 2 項の規定は、前 2 項の規定により契約を解除した場合について準用する。

4 前項の場合において、受注者が共同事業体であるときには、構成員は、連帯して発注者に違約金を支払わなければならない。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 16 条 第 13 条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による契約の解除)

第 17 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 前項の規定による請求があった場合で、発注者が当該契約を解除することを認めたときにおいて、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の催告によらない契約の解除)

第 18 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 5 条の規定により業務中止の日数が契約期間の 2 分の 1 を超過し、又は設計若しくは仕様の変更のため、契約金額の 3 分の 2 以上が減じたとき。

2 前項の規定による請求があった場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条 第17条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第20条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合には、遅滞なく発注者に報告するとともに管轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期限に遅れが生じると認められた場合は、第6条の規定により、発注者に履行期限延長の申請を行うものとする。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、速やかに管轄の警察署に通報しなければならない。

4 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期限に遅れが生じると認められた場合は、第6条の規定により発注者に履行期限延長の申請を行うものとする。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務上知り得た秘密事項を他人に洩らしてはならない。

(補則)

第22条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたとき又はこの契約に定めてない事項については、逗子市財務規則によるほか、その都度発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。

によるものでない。

暴力団又は暴力団に管轄の警察

れがある場合、履行期限に期限延長の申請

合には、そのければならな

ある場合には、期限に遅れが申請を行うも

い。

この契約に定受注者協議の

(税抜)

内訳書

品名、大きさ、頁数	配布予定部数	単価	予定回数	合計
広報ずし A4 12～24 頁	26, 450 部	10 円	9 回	2, 380, 500 円
けんしんナビ A4 8 頁	同時配布 26, 450 部	7 円	1 回	185, 150 円
ごみと資源物の出し方 CUZ	同時配布 26, 450 部	18 円	1 回	476, 100 円
ごみと資源物の収集カレンダー A4 20 頁	同時配布 26, 450 部	12 円	1 回	317, 400 円
議会だより A4 18 頁まで	同時配布 26, 450 部	9 円	1 回	238, 050 円
議会だより A4 18 頁まで	単独配布 26, 450 部	10 円	2 回	529, 000 円
A4 サイズ 2 頁まで	同時配布 26, 450 部	5. 5 円	1 回	145, 475 円
	単独配布 26, 450 部	6. 5 円	1 回	171, 925 円
合計				4, 443, 600 円

1 件名
逗子市

2 概要
広報す
市内の全

3 契約方
1 部

4 委託期
2024

5 配布特
別紙

6 配布
1 回

7 配布
広報
までと
則とし
間程度

8 広報
別紙

9 配布
(1) 配
(2) 広
(3) 配
(4) 配
(5) 天

仕様書

1 件名

逗子市広報「広報ずし」等配布業務委託

2 概要

広報ずし、広報ずしとの同時配布物及び単独での配布物（以下、「配布物」という。）を市内の全世帯に配布するもの。

3 契約方法

1部あたりの単価契約とする。

4 委託期間

2024年7月1日から2025年3月31日まで

5 配布物の形態、発行予定回数及び納入方法など

別紙1のとおり

6 配布予定部数

1回あたり約26,450部（世帯数による増減あり）

7 配布期限

広報ずし及び広報ずしとの同時配布物については、原則として広報ずし発行日の前日までとし、配布にかかる日数は4日間程度とする。なお、単独での配布物については、原則として発注者が指定する日の前日までとし、配布にかかる日数は発注者が指定する4日間程度とする。

8 広報ずしの発行日、納入日及び配布日

別紙2のとおり

9 配布方法等

- (1) 配布物は必ず、別紙2に記載した配布日に配布をすること。
- (2) 広報ずしの表紙が見えるよう、同時配布物は広報ずしに挟み込むこと。
- (3) 配布物には市が許可した配布物以外の印刷物等との混入をしないこと。
- (4) 配布物は、必ずポストの奥まで押し込み、完全投函すること。
- (5) 天候に配慮し配布物が破損・汚損しないよう工夫をする。

- (6) 遅配、配布漏れ等の苦情には原則として即日対処し、配布完了まで対応すること。
- (7) マンションなどへの配布は、発注者の指示による。
- (8) 発注者から市内全戸配布のための配布先一覧の提供は行わない。

10 業務完了

- (1) 配布が完了した時は、直ちに担当所管課に報告する。
- (2) 配布後、配布枚数を確認し、担当所管課に業務完了届の提出をする。
- (3) 配布物の残余分は担当所管課に速やかに返納する。

11 支払方法

配布枚数あたりの出来高払いとし、受注者は業務完了後、配布物の担当所管課にそれぞれ請求するものとする。

12 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、逗子市財務規則によるほか、その都度、発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。

この契約
律（以下
基づき、

（基本
第1条
人情報

（秘密
第2条
ない。

（責任
第3条

を維持
（責任
第4条

業務に
らない
（作業

第5条
前に書

2 受注
受注者
（再委

第6条
注者に
子会社

2 受注
含む。

3 受注
務を
4 受注
応じ、

（派
第7条
基づ

2 受注

[別 添]

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、逗子市情報セキュリティ基本方針その他関係法令等に基づき、次の事項を遵守して行うものとする。

（基本的事項）

第1条 受注者は、この業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵すことのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密等の保持）

第2条 受注者は、この業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（責任体制の整備）

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の報告）

第4条 受注者は、この業務に従事する者を明確にするため、個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

（作業場所の特定）

第5条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

2 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、責任者及び従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

（再委託の禁止等）

第6条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自らが行い、第三者（受注者に子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 受注者は、この業務の一部について再委託（再委託の相手方が行う再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得て第三者に再委託する場合は、この契約により受注者が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。

4 受注者は、第三者に再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じ、その状況等を発注者に報告しなければならない。

（派遣労働者利用時の措置）

第7条 受注者は、この業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うも

のとする。

(保有の制限等)

第8条 受注者は、この業務を処理するために個人情報を保有する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとし、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置)

第9条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、き損、滅失、紛失、盗難その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）が起こらないよう、当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。

(持出しの禁止)

第12条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく作業場所から持ち出してはならない。

(罰則の周知及び従事者の監督)

第13条 受注者は、この業務の従事者に対し、個人情報保護法の義務及び罰則が適用されることについて周知するとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育及び研修の実施)

第14条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、この業務の従事者に対し、本特記仕様書において従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第15条 受注者は、この業務を処理するため使用した個人情報について、使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に返還又は廃棄しなければならない。

(事故発生時の対応)

第16条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策を公表するものとする。

(調査監督等)

第17条 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者

に対して
ができる

2 受注者
ばならな
(指示)

第18条 発
必要な指
(契約解

第19条 発
び損害賠

に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 受注者は、前項における報告について、発注者が求める場合には定期的に報告をしなければならない。

(指示)

第18条 発注者は、受注者がこの業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができるものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19条 発注者は、受注者が本特記仕様書の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

配布物の形態、発行予定回数及び納入方法など

品名、大きさ、頁数	予定回数	納入方法	備考
広報ずし A4 12～24 頁	9 回	印刷会社から納入	
けんしんナビ A4 8 頁	1 回		広報ずし 4 月号と同時配布
ごみと資源物の出し方 CUZ A4 44 頁	1 回		広報ずし 2 月号と同時配布
ごみと資源物の収集カレンダー A4 20 頁	1 回		広報ずし 9 月号と同時配布
議会だより A4 18 頁まで	1 回		
	2 回		
A4 サイズ 2 頁まで	1 回		
	1 回		

広報ずしの発行日、納入日及び配布日

号	発行日	納入日	配布日
8月号	8月1日	7月26日	7月27日～31日
9月号	9月1日	8月27日	8月28日～31日
10月号	10月1日	9月26日	9月27日～30日
11月号	11月1日	10月25日	10月26日～31日
12月号	12月1日	11月26日	11月27日～30日
1月号	1月1日	12月24日	12月25日～28日
2月号	2月1日	1月27日	1月28日～31日
3月号	3月1日	2月21日	2月22日～28日
4月号	4月1日	3月27日	3月28日～31日

2024年度(令和7年度)家庭系ごみ排出抑制推進事業 整理簿 4.2.1.2.5.13.1 委託料

日 付	伝票区分	伝票番号	件 名	相 手 先	負担行為額(円)	支出命令額(円)	状 態
06.12.28	負担行為	0036394-000	チラシ全戸配布業務委託料(生ごみの分別収集・資源化の開始時期を延期します)	横須賀新聞販売協同組合	159,956		月次済
07.03.27	支出命令	0036394-001	チラシ全戸配布業務委託料(生ごみの分別収集・資源化の開始時期を延期します)	横須賀新聞販売協同組合		159,956	月次済
合 計					159,956	159,956	

逗子市財務会計システムより作成

生ごみの分別収集・資源化の 開始時期を延期します

2025年(令和7年)3月から稼働開始予定であった葉山町の生ごみ資源化処理施設の工期の延長に伴い、2025年(令和7年)3月から開始を予定していた生ごみの分別収集・資源化について、開始時期を延期することになりました。

分別開始に向けて、準備にご協力をいただいていたところ大変申し訳ございません。今後の予定など詳細につきましては、決まり次第、市民の皆様にお伝えいたします。

■ ごみと資源物の収集カレンダーについて

広報ずし9月号と同時配布しました「ごみと資源物の収集カレンダー」の3月以降は、燃やすごみと生ごみのマークを掲載していますが、生ごみの分別収集・資源化の開始までは、生ごみは分別せずにこれまでどおり燃やすごみとして出してください。



【3月以降のカレンダー記載マーク】



生ごみの分別収集・資源化の開始までは、これまでと同じ燃やすごみの出し方です



■ 生ごみ用指定ごみ袋の販売について

2月から予定していた生ごみ用指定ごみ袋の販売を延期いたします。生ごみの分別収集・資源化の開始時期が決まりましたら、改めて販売時期をお知らせいたします。

■ 市民説明会の開催について

生ごみの分別収集・資源化の開始時期が決まりましたら再開いたします。

減免対象世帯の方へ

※「生活保護受給世帯」、「身体障害者手帳（1級・2級）、精神障害者保健福祉手帳（1級）または療育手帳（A1・A2）の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯」、「児童扶養手当受給世帯」、「特別児童扶養手当受給世帯」の方

2025年(令和7年)2月以降、生ごみ用指定ごみ袋の交付を予定していましたが、生ごみの分別収集・資源化の延期に伴い、燃やすごみ用・不燃ごみ用指定ごみ袋のみ交付いたします。

生ごみ用指定ごみ袋の交付につきましては、改めてお知らせいたします。

オルフィスFT ランニングコスト算出シート

単価(A4換算)は・・・

	白黒	単色カラー	フルカラー
単価	¥0.42	¥0.43	¥1.82

調査期間:

調査員:

【 月 日詳細カウント】

用紙サイズ	白黒	単色カラー	フルカラー
A3			
A4			
B4			
B5			
ハガキ			
不定形L			
不定形S			
合計	0		

【 月 日詳細カウント】

用紙サイズ	白黒	単色カラー	フルカラー
A3	1500枚	6枚	508936枚
A4	49665枚	86枚	2072530枚
B4	25枚	枚	9523枚
B5	枚	枚	15366枚
ハガキ	61枚	枚	5995枚
不定形L	1枚	枚	25047枚
不定形S	14枚	1401枚	31060枚
合計	2,721,216		

【使用枚数】

用紙サイズ	白黒	単色カラー	フルカラー	合計	サイズ比率
A3	1500枚	6枚	508936枚	510,442枚	18.76%
A4	49665枚	86枚	2072530枚	2,122,281枚	77.99%
B4	25枚	枚	9523枚	9,548枚	0.35%
B5	枚	枚	15366枚	15,366枚	0.56%
ハガキ	61枚	枚	5995枚	6,056枚	0.22%
不定形L	1枚	枚	25047枚	25,048枚	0.92%
不定形S	14枚	1401枚	31060枚	32,475枚	1.19%
合計	51266枚	1493枚	2668457枚	2,721,216枚	
白黒/カラー比率	1.88%	0.05%	98.06%		

【A4換算使用枚数】

	白黒	単色カラー	フルカラー	合計
A4換算(ページ)	52,726枚	799枚	3,177,012枚	3,230,536枚
比率	1.6%	0.02%	98.3%	100.0%

※A3は2倍、B4は1.5倍、B5を0.75倍、ハガキを0.5倍、不定形Lサイズは1.75倍、不定形Sは0.5倍換算。

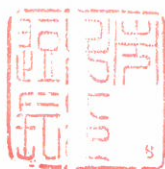
【インク重量入力欄】

色	使用前インク(%)	使用后インク(%)	インク交換本数	今回使用したインク重量(ml)	使用コスト(円)
ブラック	100%	98%	37	37020	¥1,360,115
シアン	100%	95%	41	41050	¥1,643,642
マゼンタ	100%	66%	28	28340	¥1,134,734
イエロー	100%	76%	41	41240	¥1,651,250

インク代 ¥5,789,740

1枚平均

¥2.13



契約他第 90 号

機 器 類 賃 貸 借 契 約 書

事業の名称	モノクロ高速デジタル印刷機賃貸借契約
設置場所	逗子市役所 3 階 総務課印刷室（逗子市逗子五丁目 2-16）
賃貸借期間	令和 4 年 8 月 1 日 から 令和 9 年 7 月 31 日 まで
賃 借 料	○機器賃借料 金 3,504,600 円（月額 58,410 円） うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 318,600 円
	（休訳） 令和 4 年 8 月 1 日 から 令和 5 年 3 月 31 日 まで 金 467,280 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 42,480 円） 令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで（4 か年度） 1 か年度 金 700,920 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 63,720 円） 令和 9 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 7 月 31 日 まで 金 233,640 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 21,240 円）
	○使用カウント数当たりの単価料金（消費税及び地方消費税別） 1 カウント当たり 0.78 円
契約保証金	免 除

上記の賃貸借について、発注者と受注者とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 4 年 7 月 8 日

逗子市逗子 5 丁目 2 番 16 号

発注者

逗子市長 桐ヶ谷 寛

横浜市西区みなとみらい 4-6-2

リコージャパン株式会社

受注者 神奈川支社 神奈川 LA 第二営業部

部長 谷村 純二



郵便物差出票（市内）
 主管課：資源循環課 取扱者： 内線：
 会計区分：1一般・特別（2国保・3後期高齢・4介護）・5下水道
 支出科目：款4項2目 / 事業14事業24

差出日：0年11月27日

別紙⑤

説明会733用

・定形内・定形外規格内・定形外規格外を（定形内・外・規格外）と表記しています。

内	容	重	量	単	価	通	数	金	額
通常郵便 (定形内)		50gまで	110	()					
・通数の欄中 () 内は、 <u>環子市内宛ての内数</u> を <u>() 外は、総数</u> を記入すること。									
通常郵便 (定形外)	規格内	50gまで	140	70	9800				
		100gまで	180	9	1620				
		150gまで	270	3	810				
		250gまで	320	1	320				
		500gまで	510						
	規格外	1kgまで	750						
通常はがき		2g～6g	85						
郵便区内特別(1)*ア (定形内)		50gまで	96						
郵便区内特別(1)*ア (定形外)	50gまで	128							
	100gまで	164							
	gまで								
郵便区内特別(2)*イ		50gまで	92						
郵便区内特別(3)*ウ		50gまで	81						

*ア 市内+同一重量帯+ 100通以上+(定形内・外)
 *イ 市内+同一重量帯+ 100通以上+定形内+バーコード付
 *ウ 市内+同一重量帯+1,000通以上+定形内+バーコード付

速達	内	容	重	量	単	価	通	数	金	額
速達の場合のみ速達欄に○を記入	○	定形内・外・規格外		gまで						
		特定記録(定形内・外・規格外)		gまで						
		特定記録(定形内・外・規格外)		gまで						
		簡易書留(定形内・外・規格外)		gまで						
		簡易書留(定形内・外・規格外)		gまで						
		簡易書留(定形内・外・規格外)		gまで						
		一般書留(定形内・外・規格外)		gまで						
		配達証明(定形内・外・規格外)		gまで						
		配達日指定	平・土・日・祝	gまで						
		配達時間帯指定郵便(普通・書留)		gまで						
欄に○を記入	ゆうメール		gまで							
	ゆうメール		gまで							
欄に○を記入	ゆうパケット	60サイズ	1cmまで		250					
		・タテ34cm以内	2cmまで		310					
		・1kg以内	3cmまで		360					
	ゆうパック	県内・____地帯	サイズ							
		県内・____地帯	サイズ							
		県内・____地帯	サイズ							
			重	量	送金金額	通	数	金	額	
	現金書留		gまで							
	現金書留		gまで							
	現金書留		gまで							
合 計			83		通	12,550		円		

・通常郵便(定形内)を概ね40通以上差し出す場合は、差出当日に総務課までご連絡ください。
 ・区分ごとの市全体の通数により、区内特別に変更する場合があります。
 ・神奈川県あての文書は通達便を利用してください。
 ・現金書留、1,000通以上の書留類、1,000通以上の郵便物は、各課で郵便局に持込んでください。

R6.10

100g以下 (9通)

- ・東町内会
- ・沼間3丁目
- ・松山4丁目町内会
- ・松山1丁目自治会
- ・山の根自治会
- ・東通子バス管理組合
- ・通子富岡自治会
- ・通子新保自治会
- ・小坪区会

150g以下 (3通)

- ・久不通合町内会
- ・東通子第一同地自治会
- ・沼間-1丁目自治会

250g以下 (1通)

- ・東通子第二同地自治会

郵便物差出票（市内）

差出日 R6年12月4日

管 課：資源循環課 取扱者 1212 内線 472

会計区分：1一般・特別（2国保・3後期高齢・4介護）・5下水道

支出科目：款4項2目1事業14事業21

・（定形内・定形外規格内・定形外規格外）を（定形内・外・規格外）と表記しています。

内 容	重 量	単 価	通 数	金 額
通常郵便 （定形内）	50gまで	110	（ ）	
・通数の欄中（ ）内は、逗子市内宛ての内数を （ ）外は、他数を記入すること。				
通常郵便 （定形外）	規格内	50gまで	140	
		100gまで	180	
		150gまで	270	
		250gまで	320	
		500gまで	510	
		1kgまで	750	
	規格外	gまで		
通常はがき	2g～6g	85		
郵便区内特別(1)*ア （定形内）	50gまで	96	61	5856
郵便区内特別(1)*ア （定形外）	50gまで	128		
	100gまで	164		
	gまで			
郵便区内特別(2)*イ	50gまで	92		
郵便区内特別(3)*ウ	50gまで	81		

*ア 市内+同一重量帯+ 100通以上+（定形内・外）
*イ 市内+同一重量帯+ 100通以上+定形内+バーコード付
*ウ 市内+同一重量帯+1,000通以上+定形内+バーコード付

速達	内 容		重 量	単 価	通 数	金 額
速達の場合のみ速達の場合の欄に記入	○	定形内・外・規格外	gまで			
		特定記録(定形内・外・規格外)	gまで			
		特定記録(定形内・外・規格外)	gまで			
		簡易書留(定形内・外・規格外)	gまで			
		簡易書留(定形内・外・規格外)	gまで			
		簡易書留(定形内・外・規格外)	gまで			
		一般書留(定形内・外・規格外)	gまで			
		配達証明(定形内・外・規格外)	gまで			
		配達日指定	平・土・日・祝	gまで		
	配達時間帯指定郵便(普通・書留)		gまで			
	ゆうメール		gまで			
	ゆうメール		gまで			
を記入	ゆうパケット	60サイズ	1cmまで	250		
		・タテ34cm以内	2cmまで	310		
		・1kg以内	3cmまで	360		
	ゆうパック	県内・____地帯	サイズ			
		県内・____地帯	サイズ			
		県内・____地帯	サイズ			
				重 量	送金金額	通 数
	現金書留	gまで				
	現金書留	gまで				
	現金書留	gまで				
合 計			61 通	5856	円	

・通常郵便（定形内）を概ね40通以上差し出す場合は、差出当日に総務課までご連絡ください。
・区分ごとの市全体の通数により、区内特別に変更する場合があります。
・神奈川県あての文書は通達便を利用してください。
・現金書留、1000通以上の書留類、1000通以上の郵便物は、各課で郵便局に持込んでください。

R6.10

生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期について
逗子市廃棄物減量等推進員への通知郵送料

会計区分: 1一般・特別(2国保・3後期高齢・4介護)・5下水道

支出科目: 款4項2目1事業12事業25

・(定形内・定形外規格内・定形外規格外)を(定形内・外・規格外)と表記しています。

内	容	重	量	単	価	通	数	金	額
通常郵便 (定形内)	50gまで	110	1()	110					
・通数の欄中()内は、塩子市内宛ての内数を ()外は、総数を記入すること。									
通常郵便 (定形外)	規格内	50gまで	140						
		100gまで	180						
		150gまで	270						
		250gまで	320						
		500gまで	510						
		1kgまで	750						
	規格外	gまで							
通常はがき	2g~6g	85							
郵便区内特別(1)*ア (定形内)	50gまで	96	125	12,000					
郵便区内特別(1)*ア (定形外)	50gまで	128							
	100gまで	164							
	gまで								
郵便区内特別(2)*イ	50gまで	92							
郵便区内特別(3)*ウ	50gまで	81							

*ア 市内+同一重量帯+100通以上+(定形内・外)
 *イ 市内+同一重量帯+100通以上+定形内+バーコード付
 *ウ 市内+同一重量帯+1,000通以上+定形内+バーコード付

速達	内 容		重 量	単 価	通 数	金 額	
速達の場合のみ速達の欄に○を記入	○	定形内・外・規格外	gまで				
		特定記録(定形内・外・規格外)	gまで				
		特定記録(定形内・外・規格外)	gまで				
		簡易書留(定形内・外・規格外)	gまで				
		簡易書留(定形内・外・規格外)	gまで				
		簡易書留(定形内・外・規格外)	gまで				
		一般書留(定形内・外・規格外)	gまで				
		配達証明(定形内・外・規格外)	gまで				
		配達日指定	平・土・日・祝	gまで			
	配達時間帯指定郵便(普通・書留)		gまで				
欄に○を記入	ゆうメール		gまで				
	ゆうメール		gまで				
欄に○を記入	ゆうバケット	60サイズ	1 cmまで	250			
		・タテ34cm以内	2 cmまで	310			
		・1kg以内	3 cmまで	360			
	ゆうパック	県内・____地帯	サイズ				
		県内・____地帯	サイズ				
		県内・____地帯	サイズ				
			重 量	送金金額	通 数	金 額	
現金書留			gまで				
現金書留			gまで				
現金書留			gまで				
合 計			126	通	12,110	円	

・通常郵便(定形内)を概ね40通以上差し出す場合は、差出当日に総務課までご連絡ください。
 ・区分ごとの市全体の通数により、区内特別に変更する場合があります。
 ・神奈川県あての文書は通達便を利用してください。
 ・現金書留、100通以上の書留類、1000通以上の郵便物は、各課で郵便局に持込んでください。

減免対象者への通知 郵送料

- ・身体障害者手帳(1級・2級)の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯
- ・精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯
- ・療育手帳(A1・A2)の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯

会計区分：1一般・特別（2国保・3後期高齢・4介護）・5下水道

支出科目：款4項2目1事業12事業25

・（定形内・定形外規格内・定形外規格外）を（定形内・外・規格外）と表記しています。

内	容	重	量	単	価	通	数	金	額
通常郵便 （定形内）		50gまで	110						
・通数の欄中（ ）内は、彦子市内宛ての内数を（ ）外は、総数を記入すること。									
通常郵便 （定形外）	規格内	50gまで	140						
		100gまで	180						
		150gまで	270						
		250gまで	320						
		500gまで	510						
		1kgまで	750						
	規格外	gまで							
通常はがき		2g～6g	85						
郵便区内特別(1)*ア （定形内）		50gまで	96			53/	50,976		
郵便区内特別(1)*ア （定形外）	50gまで	128							
		100gまで	164						
	gまで								
郵便区内特別(2)*イ		50gまで	92						
郵便区内特別(3)*ウ		50gまで	81						

*ア 市内+同一重量帯+ 100通以上+（定形内・外）
 *イ 市内+同一重量帯+ 100通以上+定形内+バーコード付
 *ウ 市内+同一重量帯+1,000通以上+定形内+バーコード付

速達	内 容		重 量	単 価	通 数	金 額
速達の場合の速達欄に○を記入	○	定形内・外・規格外	gまで			
		特定記録(定形内・外・規格外)	gまで			
		特定記録(定形内・外・規格外)	gまで			
		簡易書留(定形内・外・規格外)	gまで			
		簡易書留(定形内・外・規格外)	gまで			
		簡易書留(定形内・外・規格外)	gまで			
		一般書留(定形内・外・規格外)	gまで			
		配達証明(定形内・外・規格外)	gまで			
		配達日指定 平・土・日・祝	gまで			
		配達時間帯指定郵便(普通・書留)	gまで			
		ゆうメール	gまで			
		ゆうメール	gまで			
		ゆうパケット 60サイズ	1cmまで	250		
		・タテ34cm以内	2cmまで	310		
		・1kg以内	3cmまで	360		
	ゆうパック 県内・____地帯	サイズ				
	県内・____地帯	サイズ				
	県内・____地帯	サイズ				
			重 量	送金金額	通 数	金 額
	現金書留		gまで			
	現金書留		gまで			
	現金書留		gまで			
合 計			53/ 通	50,976	円	

・通常郵便（定形内）を概ね40通以上差し出す場合は、差出当日に総務課までご連絡ください。
 ・区分ごとの市全体の通数により、区内特別に変更する場合があります。
 ・神奈川県あての文書は速達便を利用してください。
 ・現金書留、1000通以上の書留類、1000通以上の郵便物は、各課で郵便局に持込んでください。

R6.10

減免対象者への通知 郵送料
 ・生活保護受給世帯
 ・児童扶養手当受給世帯
 ・特別児童扶養手当受給世帯

逗子市役所 御中

逗子市長

1001191 04/04



株式会社 MonotaRO



別紙⑨-1

代表執行役
社長 田村 咲耶

お客様お問い合わせ窓口

〒530-0001

大阪市北区梅田三丁目2番2号

JPタワー大阪22階

TEL ☎ 0120-443-509

FAX ☎ 0120-289-888

email:toiawase@monotaro.com

https://www.monotaro.com

登録番号 T6140001054380

発行日 2024/11/15

注文書番号 033845200018

ページ 1 / 1

(請求ID : 3384520)

請求書

毎度、お取引ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。
右記口座へお振込いただきますようお願い致します。
なお、振込手数料は貴社にてご負担頂きますようお願い申し上げます。

お届け先
神奈川県逗子市逗子5丁目2-16 逗子市役所

逗子市役所 資源循環課 池田 様

請求締日 2024年11月14日

振込先

銀行：三井住友銀行（銀行コード=0009）

支店：ドットコム支店（支店コード=953）

口座：当座 7140380

名義：株式会社MonotaRO かんモナタロ

今回お買上金額 ￥29,017

消費税等金額 ￥2,902

今回ご請求金額 ￥31,919

＜税率別内訳＞	御買上額	消費税等	税込御買上額
内、10%	29,017	2,902	31,919
内、8%	0	0	0
内、非課税	0	0	0

日付	納品書番号	品名・摘要	数量	単価	金額 消費税等	軽減 税率	参照番号
11/14	033845200018-01	(01658877) 綿特日本一軍手 10ゲージ	5	299	1,495	150 10%	
11/14	033845200018-01	(02147014) 綿特日本一軍手 10ゲージ	3	299	897	90 10%	
11/14	033845200018-01	(27518829) 不織布手提げバッグ小	3	1,298	3,894	389 10%	
11/14	033845200018-02	(24120678) カラーペーパーA4特厚口50P	2	619	1,238	124 10%	
11/14	033845200018-02	(61386178) ラミネートフィルムA4横型 静電防止タイプ	10	1,490	14,900	1,490 10%	
11/14	033845200018-02	(25691690) ラミネートフィルム A3 100 枚入100u	1	2,898	2,898	290 10%	
11/14	033845200018-01	(31527807) いつものラベル 宛名・タイ トル用	3	639	1,917	192 10%	
11/14	033845200018-01	(34853795) クリアホルダー	2	889	1,778	178 10%	

消費税額は「税率別内訳」をご確認ください。明細毎の消費税額は参考情報です。

現場を支えるネットストア

モノタロウ

ログイン

初めてのお客様へ 新規登録

マイページ | 定期注文 | ご購入履歴

WEB
お問合せ
フォーム

チャット
専任スタッフ
が対応

ご利用ガイド
お届け・お支払い
よくあるご質問

7,000
ご注文
で
返る

1回7,000円(税抜)ご購入でさらにお得に!
同じ月なら 何回買っても送料無料!

欲しいものがスグ届く!
当日出荷 11万点

毎月の経費精算が楽になる!
法人・個人事業主なら 請求書払いOK

今すぐカンタン登録

カテゴリから探す

クイック
オーダー
(品番注文)

すべてのカテゴリ

商品名、キーワード、商品番号、使用用途

詳細

検索

0
バスケット

買ったもの

マイページ

本日は
水曜特価 車両メンテ用品の大特価 整備現場を応援

商品一覧はこちら>

印刷用紙/インク/印刷機の新着商品

レーザマーカ用ラベル
ヒサゴ

屋外用ラベル A4 強粘再
剥離
ヒサゴ

屋外用ラベル A4 強粘着
ヒサゴ

屋外用ラベル A4 結露面
対応
ヒサゴ

屋外用ラベル A4 油面粗
面対応
ヒサゴ

ストックフォーム
スマートバリュー

BK-2001 給与明細
BSLシステム研究所

BZ-4001 汎用用紙
BSLシステム研究所

のり無しステレンボード
ジャストコーポレーシ...

再剥離ハガキサイズシ
ートパック
No Image
画像準備中

印刷

モノタロウ

PLUS

いつもものラベル
宛名・タイトル用

12面

83.8×42.3mm

7.4

29mm

ME-513

12面

83.8×42.3mm

7.4

29mm

ME-513

12面

83.8×42.3mm

7.4

29mm

ME-513

12面

83.8×42.3mm

7.4

29mm

ME-513

12面

83.8×42.3mm

7.4

29mm

ME-513

12面

83.8×42.3mm

7.4

29mm

ME-513

PLUS(プラス)[文具]

いつもものラベル 宛名・タイトル用

★★★★★ (8件のレビュー)

当日出荷

① 当日出荷とは

★ お気に入り

内容量：1パック(20シート)

面付：12面(2列×6段)

1パック(20シート)

10面(2列×5段)

1パック(100シート)

12面(2列×6段)

1箱(500シート)

18面(3列×6段)

20面(5列×4段)

21面(3列×7段)

24面(3列×8段)

ラベルサイズ(mm)：83.8×42.3

86.4×50.8

86.4×42.3

84×42

83.8×42.3

70×42.3

74.25×42

69.25×38

70×33.9

66×33.9

63.5×46.5

全41種類を一覧で見る

内容量：1パック(20シート)

注文コード：31527807

品番：ME-513(48609)

参考基準価格(税別) オープン 販売価格(税込) ￥703

販売価格(税別)

¥639

1

バスケットに入れる

いろいろなプリンター対応の定番マルチラベル。
用紙の厚みは0.124mm、扱い易い薄手ラベルです。
紙製ラベルでコーティングが無いタイプですので、鉛筆やシャー
シル、蛍光ペンなどでの手書きにも対応します。
各種封筒への宛名やファイル・ノートのタイトルなど、多用途に
使えます。
製品のPOPラベルや価格とバーコードラベル、材料・内容表示など
とお使いいただけます。
プラスのホームページには、名前や内容表示ラベル、価格やJANラ
ベル、また注意表記、サインラベルを簡単に作ることでできる無料
「デザイン満彩」をご用意しております。
台紙(裏紙、はく離紙)はリサイクルできるように樹脂ラミネート加
ない紙を使用しています。

創業25周年!

MONOTARO
T-SHIRT 2025

¥769~(税込)

注文コードで 簡単注文!

クイック
オーダー

WEBでカタログを見る!

モノタロウ
RED BOOK

新規ご登録で
全品対象 10%OFF

利用期限:ご登録日を含む3日間
キャンペーン
コード 0000 1313 9364

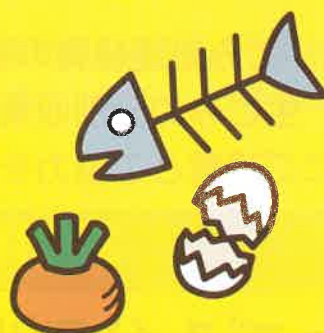
※こちらを閉じるとコードの取得ができなくなります
1 コードを
コピー 2 お手元で
保存 3 会員
登録 4 注文確認画面で
コードを適用

https://www.monotaro.com/p/3152/7807/?srsltid=AfmBOoq41ZPoJx2HXqM4-tKaDcDuuBwY-Qs6FEHwTlfq8BJShvDtTomD

1/5

2025年3月から

生ごみの



生ごみの分別収集・資源化の開始を延期します

葉山町の生ごみ資源化処理施設の工期の延長に伴い、2025年(令和7年)3月から開始を予定していた生ごみの分別収集・資源化について、開始時期を延期することになりました。

今後の予定など詳細につきましては、決まり次第、市民の皆様にお伝えいたします。

生ごみの分別収集・資源化
p1～2

生ごみの定義
p3～4

指定ごみ袋について
p5～6

収集日と生ごみの出し方
p7～8

逗子市の取り組み
p9～10

事業系ごみ・今後の予定
p11

分別収集・資源化が
始まります



逗子市

逗子市家庭ごみ処理用指定ごみ袋受託事業 収 支 予 算 書

自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 8 年 3 月 3 1 日

(収入の部)

(単位：円)

科 目	令和 7 年度予算額	摘 要
指 定 収 集 袋 取 扱 手 数 料	8,870,400	販売代金 100,800,000×8.80%
一 般 廃 棄 物 処 理 手 数 料 収 納 事 務 受 託 料	2,217,600	販売代金 100,800,000×2.20%
指 定 収 集 袋 取 扱 事 務 受 託 料	10,692,000	月810,000×1.10%×12ヶ月
合 計	21,780,000	

(支出の部)

(単位：円)

科 目	令和 7 年度予算額	摘 要
取 扱 店 収 納 受 託 料	8,870,400	取扱店手数料 販売代金×8.80%
配 送 費	1,452,000	R7/4～R8/3 取扱店向け配送料 平均@120×年9,600箱=1,152,000 商工会⇔田浦倉庫 @3,000×2名×50回
回 収 管 理 費	50,000	振込み手数料、Web管理費他
広 報 費	50,000	取扱店向け広報印刷費 等
支 払 消 費 税	700,000	
変 動 費 合 計	11,122,400	
商 工 会 事 務 受 託 費	1,800,000	@150,000×12か月
倉 庫 保 管 費	4,245,840	R7/4～R8/3 倉庫管理費 (月 5 万円) R7/4～R8/3 倉庫借損料 (月 約13万円) R7/4～R8/3 生ごみ袋保管 (月166,320円)
人 件 費	3,000,000	人件費 @1,550*週24H*52週 1,934,400円 @1,350*週14H*52週 982,800円 雇用保険・通勤費他 82,800円
リ ー ス 料	1,180,000	ワゴン車 480,000円、防犯カメラ 80,000円 システム・PC(ウイルスソフト代含む) 620,000円
事 務 費	300,000	事務用品、消耗品等 通信費 (TEL・FAX、郵送料他)
雑 費	131,760	保険、ガソリン代、その他
固 定 費 合 計	10,657,600	
合 計	21,780,000	